

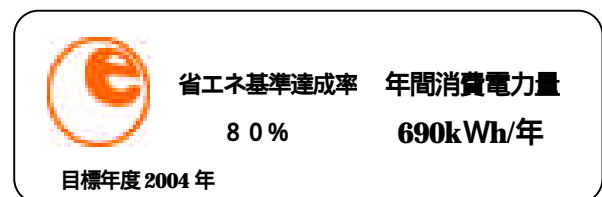
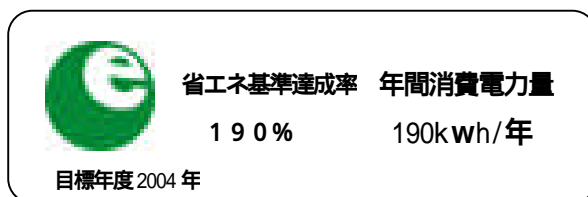
省エネに関するラベル表示制度について（日本とEUの制度）

JIS 規格「省エネラベリング制度」について

2000年8月、JISによる規格化。家電製品が国の省エネ基準（目標値）を達成されているかどうかをラベルに表示。

対象機器	省エネ法に基づく特定機器のうち、エアコン、蛍光灯器具、テレビ 電気冷蔵庫、電気冷凍庫が対象
表示場所	それぞれの製品のカタログに印刷表示。 カタログ以外の製品本体、包装等にステッカーなどで表示されることも
表示内容	省エネ性マーク 省エネ基準達成率 100%以上は緑色、100%未満は橙色 省エネ達成率 その製品が属する区分の目標値を、その程度達成しているかを %で示す。目標値は省エネ法に基づき製品ごと設定。 エネルギー消費効率 省エネ法に基づき、製品ごと定めた方法で、年間消費電力量 量など、どれだけエネルギーを使うか示す数値。 目標年度 省エネ基準達成のための目標時期。省エネ法によって製品ごと設定。

***特徴：** ある基準の達成率方式なので、達成したものの(緑のeマーク)の中の性能比較が分らない。



EUラベルについて

1992年、EU指令に基づく表示制度。

対象機器	冷蔵（凍）庫、食器洗い器、洗濯機、衣類乾燥機など
表示場所	製品本体のはっきりと見える位置
表示内容	年間エネルギー消費量、7ランク（A～G）の相対表示など

***特徴：** 相対表示方式なので、製品どうしの性能比較が分りやすい。

